



毎年、年金収入だけで…去年、町の申告相談会場に行ったら、申告が必要ないと言われたんだけど、今年も申告しなくていいの？



年金収入の方だと、『65歳未満で年金収入（国民年金、厚生年金など）の合計額が98万円以下の方』または、『65歳以上で、年金収入（国民年金、厚生年金など）の合計額が148万円以下の方』で、どちらも年金収入の他に収入が全くない場合は、**所得税も町県民税も非課税のため、申告の必要はありません**！

ただし、年金収入のみの場合「**申告した方がお得になる場合**」もあります。申告が必要か不要か確認してみましょう。

年金収入の方で申告が必要かどうか確認してみましょう！

「年金収入のみ」の「65歳以上」の方は、次の区分に沿って申告が必要・不要を確認し、年金収入額や扶養等の状況をもとに、チェックしてみましょう！
※65歳未満の方は、（ ）の金額を見てください。

年金収入の合計額

148万円未満
(98万円未満)

148万円～400万円
(98万円～400万円)

400万円以上
(400万円以上)

年金の源泉徴収票に記載されている以外の控除を受けたい。
【例】
・扶養控除の追加
・社会保険料控除の追加
・医療費控除
・雑損失の繰越控除

年金の源泉徴収票に記載されている内容のとおりである。

申告は不要

※申告しても、税額に影響はありません。

申告は不要

※申告しても、税額に影響はありません。

申告した方がお得！

※申告することで、税額が安くなることがあります。

確定申告が必要

※年金の額が158万円（65歳未満の方は108万円）以上の方は、年金支払者から「扶養親族等申告書」が毎年10月下旬頃に送付されます。扶養の状況等を記載して、提出すれば申告の手間が省けますので、きちんと記入して提出しましょう。

おうちの 納税教室 ゼイコップ 第16話



次号につづく

今月の税

国民健康保険税……………第9期

後期高齢者医療保険料…第8期

介護保険料……………第8期

納付期限
2月28日(火)

口座振替日
2月27日(月)

